

別表1（第2条関係）

区分1	区分2	サービス名称
入所系	ア	介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）
	イ	介護老人保健施設
	ウ	養護老人ホーム
	エ	軽費老人ホーム
	オ	認知症対応型共同生活介護
	カ	短期入所生活介護（空床利用型除く。）
	キ	短期入所療養介護（イと同一施設で行われるものを除く。）
	ク	小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに関する部分）
	ケ	児童養護施設
	コ	短期入所（単独型、併設型に限る。）
	サ	共同生活援助
通所系	ア	通所介護
	イ	地域密着型通所介護
	ウ	認知症対応型通所介護
	エ	通所リハビリテーション
	オ	小規模多機能型居宅介護（通いサービスに関する部分）
	カ	生活介護
	キ	就労移行支援
	ク	就労継続支援A型
	ケ	就労継続支援B型
	コ	児童発達支援
	サ	放課後等デイサービス
訪問系	ア	訪問介護
	イ	訪問看護
	ウ	訪問リハビリテーション
	エ	居宅介護支援
	オ	居宅介護
	カ	重度訪問介護
	キ	行動援護
	ク	同行援護
	ケ	計画相談支援
	コ	地域移行支援
	サ	障害児相談支援
	シ	保育所等訪問支援
	ス	居宅訪問児童発達支援

注1 対象となる事業所等は、基準日において現に指定等を受けており、かつ、サービスを提供しているものとする。

2 次に掲げる事業所等は、本事業の対象としない。

- (1) 補助金の交付申請日において事業を廃止している事業所等
- (2) 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人が設置する事業所等（指定管理者制度による運営のうち、指定管理費を受領していない事業所等を除く。）
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業、基準該当、地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター等）

3 上記介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスとみなす。

4 基準上の設備を共有する事業所等であって、高齢者施設と障害福祉サービス施設を併せて補助を受けることはできない。